

# 職員の給与に関する 報告及び勧告

令和2年10月

山梨県人事委員会



写

梨人委第1000号  
令和2年10月21日

山梨県議会議長 山 田 一 功 殿  
山 梨 県 知 事 長 崎 幸 太 郎 殿

山梨県人事委員会  
委員長 中 島 琢 雄

## 職員の給与に関する報告及び勧告について

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職の職員の給与について、別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について、別紙第2のとおり勧告します。

この勧告実現のため、所要の措置を執られるよう要望します。



# 目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	
I	給与勧告の基本的考え方	1
II	職員給与と民間給与の比較	1
1	職員給与の状況	1
2	民間給与の調査	3
3	職員給与と民間給与との比較	4
III	国家公務員及び他の地方公共団体の職員との給与比較	6
IV	物価及び生計費	6
V	人事院の報告及び勧告の要旨	6
VI	むすび	7
1	本年の給与改定	7
2	給与勧告実施の要請	7
別紙第2	勧告	9



# 職員の給与に関する報告

## I 給与勧告の基本的考え方

本委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものである。

このため、本委員会は、「職員給与実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつては職員の行政職と類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素である職種、役職段階、学歴、年齢を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ精密に比較（ラスパイレス方式）を行い、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本として、さらには、国及び他の地方公共団体の職員の給与水準との均衡等も考慮に入れながら、給与勧告を行っている。

本委員会では、このような給与勧告により適正な職員給与を確保することは、労使関係の安定に寄与するとともに、効率的な行政運営を維持する上での基盤となっており、県民の理解を得る上でも重要なものであると考える。

## II 職員給与と民間給与の比較

### 1 職員給与の状況

本委員会が本年4月1日現在をもって実施した「令和2年職員給与実態調査」の結果によると、第1表及び第2表に示すとおり、職員の総数は11,499人で、平均年齢は42.9歳、平均経験年数は20.2年、学歴別構成は大学卒85.5%、短大卒4.8%、高校卒9.7%、男女別構成は男61.9%、女38.1%となっており、その平均給与月額額は376,638円（給料月額346,490円、給料の調整額1,275円、地域手当10,472円、教職調整額6,606円、義務教育等教員特別手当2,944円、扶養手当8,851円）で、昨年より3,249円（0.86%）低くなっている。

第1表 給料表別職員数及び学歴別・男女別構成比

給料表	職員数	学歴別構成比			男女別構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	男	女
	人	%	%	%	%	%
行政職	3,451	79.1	8.0	12.9	70.6	29.4
医療職(一)	18	100.0	-	-	83.3	16.7
医療職(二)	36	58.3	41.7	-	25.0	75.0
医療職(三)	43	90.7	9.3	-	7.0	93.0
研究職	193	97.4	2.6	-	82.4	17.6
福祉職	40	95.0	5.0	-	47.5	52.5
教育職(一)	1,883	95.0	2.9	2.1	55.5	44.5
教育職(二)	4,177	97.6	2.4	-	45.5	54.5
教育職(三)	7	100.0	-	-	71.4	28.6
公安職	1,645	56.1	5.4	38.5	92.2	7.8
第2号任期付研究員	6	100.0	-	-	66.7	33.3
<b>全職員</b>	<b>11,499</b>	<b>85.5</b>	<b>4.8</b>	<b>9.7</b>	<b>61.9</b>	<b>38.1</b>

第2表 給料表別平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

給料表	平均給与月額	平均年齢	平均経験年数	給料表	平均給与月額	平均年齢	平均経験年数
	円	歳	年		円	歳	年
行政職	356,577	43.1	20.6	教育職(一)	415,065	45.6	22.6
医療職(一)	533,375	44.0	19.9	教育職(二)	389,928	43.7	20.7
医療職(二)	351,213	42.6	20.2	教育職(三)	462,994	49.7	25.3
医療職(三)	343,622	40.1	17.4	公安職	339,336	37.0	15.7
研究職	390,439	44.6	21.4	第2号任期付研究員	342,652	35.8	12.8
福祉職	355,741	38.4	15.1	<b>全職員</b>	<b>376,638</b>	<b>42.9</b>	<b>20.2</b>

(注) 「平均給与月額」は、給料月額、給料の調整額、地域手当、教職調整額、義務教育等教員特別手当及び扶養手当の合計額である。



## 2 民間給与の調査

### (1) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員給与と民間給与との精確な比較を行うため、毎年、人事院と共同して「職種別民間給与実態調査」を実施している。

本年も、企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上である県内の301事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した127事業所を対象に、公務と類似すると認められる職種に従事する者について、本年4月分として支払われた給与月額等を詳細に実地調査した。

この職種別民間給与実態調査は、給与改定や賃金カット等の有無にかかわらず実施しており、ベースアップの中止、ベースダウン、定期昇給の停止など給与抑制措置を行った事業所の給与の状況も、公民の給与較差に反映されることとなる。

調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、88.2%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものとなっている。

### (2) 本年の給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は29.4%（昨年30.5%）、ベースアップを中止した事業所の割合は16.1%（同0.0%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.9%（同14.2%）、ベースアップの慣行のない事業所の割合は53.6%（同55.3%）となった。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した事業所の割合は91.8%（昨年97.3%）となっている。

第3表 民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係員	29.4	16.1	0.9	53.6
課長級	25.7	12.8	-	61.5

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第4表 民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係員	93.5	91.8	32.7	10.1	49.0	1.7	6.5
課長級	92.3	90.3	30.5	6.9	52.9	2.0	7.7

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

### 3 職員給与と民間給与との比較

#### (1) 特別給

##### (公民の特別給の比較方法)

本委員会は、職種別民間給与実態調査により民間の特別給（ボーナス）の過去1年間の支給実績を精確に把握し、これと職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数を均衡させることを基本に、勧告を行っている。

また、民間の支給状況をより迅速に職員給与に反映させるため、民間の特別給の前年8月から当該年7月までの1年間の支給実績を調査し、その結果に基づいて公民比較を行っている。

##### (本年の比較の結果)

本年の職種別民間給与実態調査の結果、昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、第5表に示すとおり、平均所定内給与月額4.46月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数(4.50月)が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分上回っていた。

第5表 民間における特別給の支給状況

項 目		支 給 額 等
平均所定内給与月額	下半期 (A <sub>1</sub> )	円 348,996
	上半期 (A <sub>2</sub> )	346,892
特別給の支給額	下半期 (B <sub>1</sub> )	円 768,803
	上半期 (B <sub>2</sub> )	783,188
特別給の支給割合	下半期 (B <sub>1</sub> /A <sub>1</sub> )	月分 2.20
	上半期 (B <sub>2</sub> /A <sub>2</sub> )	2.26
	年 間	4.46月分

(注) 下半期とは令和元年8月から令和2年1月まで、上半期とは令和2年2月から令和2年7月までの期間をいう。

(2) 月例給

(公民給与の較差)

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあっては行政職、民間にあっては職員の行政職と類似すると認められる職種の者について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行ってきた。

本年においても、8月17日から9月30日までの期間に実施した職種別民間給与実態調査の結果に基づき、4月分の給与について公民較差を算出することとする。

### Ⅲ 国家公務員及び他の地方公共団体の職員との給与比較

総務省が行った平成31年地方公務員給与実態調査によると、本県の行政職給料表適用職員のラスパイレス指数は、平成31年4月1日現在において100.7となっている。

また、各都道府県のラスパイレス指数の状況は、第6表のとおりである。

第6表 都道府県のラスパイレス指数の状況

ラスパイレス指数	99未満	99以上100未満	100以上
団 体 数	11	14	22

(注)「ラスパイレス指数」とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額(基本給)を学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させ、比較し算出したもので、国を100としたものである。

### Ⅳ 物価及び生計費

#### 1 物価指数

総務省統計局の調査による本年4月の消費者物価指数は、昨年4月に比べ全国では0.1%上昇、甲府市では0.4%下降している。

(給与報告資料3 物価、生計費及び労働経済関係 第20表 参照)

#### 2 標準生計費

本委員会が総務省統計局の家計調査を基礎として算定した甲府市における本年4月の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ146,200円、170,110円及び194,040円となった。

(給与報告資料3 物価、生計費及び労働経済関係 第19表 参照)

### Ⅴ 人事院の報告及び勧告の要旨

人事院は、本年10月7日、国家公務員の一般職の職員の給与について報告し、併せて、給与の改定について勧告するとともに、公務員人事管理について報告したが、その要旨は別表のとおりである。

## VI むすび

### 1 本年の給与改定

本委員会が行った本年の民間の給与実態調査の結果では、特別給（期末手当及び勤勉手当）については、昨年8月から本年7月までの1年間の支給実績を調査したところ、職員の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回ることとなった。

国家公務員の特別給については、公務員の年間支給月数が民間の年間支給割合を上回ったことから、特別給の引下げなどの人事院勧告がなされた。

本委員会は、このような状況を踏まえ、地方公務員法に定める給与決定の諸条件を総合的に勘案した結果、職員給与について、次のとおり取り扱うことが適当であると認める。

#### (1) 特別給（期末手当及び勤勉手当）

期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を0.05月分引き下げる必要がある。

なお、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和3年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることとする。

#### (2) 月例給

前記Ⅱ3(2)の方法により算出した公民格差に基づき、必要な報告及び勧告を行うこととする。

### 2 給与勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている地方公務員に対する代償措置として、職員の給与水準を民間の給与水準に合わせることにより、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するものであり、県民の理解を得る上でも重要であると考えらる。

議会及び知事におかれては、この勧告制度の意義や役割について深い理解を示され、本委員会の勧告のとおり実施されるよう要請する。



# 勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、次のとおり措置することを勧告する。

## 本年の給与改定

### 1 期末手当及び勤勉手当

#### (1) 令和2年12月期の支給割合

ア 特定幹部職員、任期付研究員、特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

12月に支給される期末手当の支給割合を1.05月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.65月分とすること。

#### (2) 令和3年6月期以降の支給割合

ア 特定幹部職員、任期付研究員、特定任期付職員以外の職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月分とすること。

イ 特定幹部職員（再任用職員を除く。）

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.075月分とすること。

ウ 任期付研究員及び特定任期付職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.675月分とすること。

### 2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1の(2)については、令和3年4月1日から実施すること。